

ペルソナSTACIA PiTaPa VISAカード会員特約

第1条(総則)

本特約は、株式会社阪急阪神カード(以下「阪急阪神カード」という)、株式会社スルッとKANSAI(以下「スルッと」という)、株式会社ペルソナ(以下「ペルソナ」という)および三井住友カード株式会社(以下「三井住友」という)の四社(以下「四社」という)が提携して発行する「ペルソナSTACIA PiTaPa VISAカード」(以下「本カード」という)の四社提携によって生じる事項について特に定めるものです。

第2条(会員と本カードの貸与)

1. 会員とは、四社に対しSTACIAカード会員規約、PiTaPa会員規約、ペルソナVISAカード会員特約、三井住友カード会員規約、各会員規約・特約に付随する各種規定・特約および本特約を承認のうえ入会申し込みをした個人のうち、四社が適格と認めた方をいいます。
2. 本カードの所有権は四社に属し、四社は会員に本カードを貸与します。

第3条(四社のサービス等の利用)

1. 本カードのサービス等は、次の各号に定めるものとします。会員は、四社が提供する機能およびサービスを受ける場合、各々の会員規約・規定・特約または各々が別途定める方法により利用するものとします。
 - (1) 阪急阪神カードが提供する「『STACIA』ポイントプログラム」等の付帯サービス。
 - (2) スルッとが提供するPiTaPa機能および付帯サービス。
 - (3) ペルソナおよびペルソナと提携する株式会社阪急阪神百貨店が提供する特典・サービスならびに付帯サービス。
 - (4) 三井住友が提供するショッピング利用および金融サービス機能、ならびに付帯サービス。ただし、原則としてショッピング利用において本カードをインプリンター加盟店(カード表面の凹凸を利用して売上票に印字を行う加盟店)で利用することはできません。また本カードで三井住友カードのポイントは利用できません。
2. 会員は、機能またはサービスについて問い合わせる場合は、四社のうち当該機能またはサービスを提供する各社に連絡するものとします。

第4条(PiTaPa利用に関する会員請求)

PiTaPa会員規約に基づき発生する会員の債務については第3条1項(4)の利用により生じた債務とともに三井住友が一括して請求するものとし、会員は、会員指定の口座から三井住友カード会員規約に定めた約定決済日に支払うものとします。

第5条(会員保障制度)

1. 三井住友は、会員が紛失・盗難により本カードがPiTaPaカードとして他人に不正利用された場合、スルッとおよび三井住友への通知が行われた場合に限り、当該通知の日から60日間に遡って会員が被る本カードの不正利用による損害を補填します。ただし、PiTaPa会員規約第9条第2項に該当する場合は補填の対象外とします。
2. 会員は、損害の補填を請求する場合、損害の発生を知った日から30日以内に三井住友が補填に必要と認める書類を提出すると共に、被害状況等の調査に協力するものとします。

第6条(年会費等)

会員は、四社に対して各々の会員規約・規定・特約に基づき所定の年会費等を支払う場合は、各々所定の方法で支払うものとします。

第7条(届出事項の変更)

会員が四社に届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先等について変更があった場合には、所定の方法により遅滞なく三井住

友に届け出るものとします。なお、クレジット機能に関する暗証番号の変更を希望する場合には、三井住友が通知または公表する方法により遅滞なく三井住友に、また、PiTaPa機能に関する暗証番号の変更を希望する場合には、スルッとが通知または公表する方法により遅滞なくスルッとに届け出るものとします。

第8条(カードの再発行)

カードの紛失・盗難、毀損、滅失等の場合には、四社が適当と認めた場合に限り、カードを再発行します。この場合、会員は、スルッとおよび三井住友所定のカード再発行手数料をスルッとおよび三井住友所定の方法で支払うものとします。

第9条(退会)

1. 会員は本カードを退会する場合、原則として、本カードを添え、所定の届出用紙により三井住友に届け出るものとします。
2. 会員は、前項により、四社のすべてに同時に退会を申し出たものとし、各々の会員規約・規定・特約に従い四社すべてから退会となるものとします。

第10条(会員資格の喪失)

1. 四社は、四社各々定める会員規約・規定・特約に基づき各々の判断により会員資格を喪失させることができます。会員は、四社のうちいずれかの会員資格を喪失した場合は、本特約による会員資格も喪失するものとします。この場合、会員は本カードを直ちに阪急阪神カード、スルッと、三井住友のいずれかに返還するものとします。
2. 前項の事由により会員が本カードの本特約による会員資格を喪失した場合、会員は同時に四社すべての会員資格を喪失するものとします。

第11条(特約の変更・承認)

民法の定めに基づき、会員と個別に合意することなく、将来本特約を改定することができます。この場合、四社は、当該改定の効力が生じる日を定めたうえで、会員に対して当該改定につき通知または公表します。

第12条(会員規約・規定・特約の適用)

四社が各々提供するサービス等については、四社が各々定める会員規約・規定・特約が適用されます。四社が各々定める会員規約などあらゆる規約・規定・特約と四社提携によって生じる事項を定めた本特約の内容が一致しない場合には、本特約が優先されるものとします。本特約に定めのない事項については、各々の会員規約・規定・特約が適用されるものとします。

(2022 年 4 月改定)

個人情報の取り扱いに関する同意条項に係る特約

第1条(個人情報の提供および利用に関する同意)

1. 会員および入会を申し込まれた方(以下併せて「会員等」という)は、阪急阪神カード、スルッとおよび三井住友の三社が保護措置を講じた上で、本カードの発行・管理、与信業務および債権管理業務を目的として、下記の情報を相互に提供し、利用することに同意します。また、会員等は、三井住友が保護措置を講じた上で、本カードの発行・管理を目的として、下記の情報をペルソナに提供し、ペルソナがこれを利用することに同意します。
 - (1)本カードの申込書に記載された情報、および各社の会員規約・規定・特約に基づき届け出のあった本カード会員等の情報。
 - (2)本カード申込に対する審査の結果。ただし承認とならなかった理由は除く。
 - (3)本カードの会員番号・有効期限および変更後の会員番号・有効期限。
 - (4)会員番号が無効となった事実。ただし無効となった理由は除く。

(5)会員が会員資格を喪失した事実。ただし喪失となった理由は除く。

2. 会員は、三井住友が保護措置を講じた上で、阪急阪神カードに対し、下記の個人情報を提供し、阪急阪神カードがポイントの提供を目的として、これを利用することに同意します。

(1)会員の本カードのご利用に関する、利用日、利用金額、利用店名等のご利用状況、契約内容に関する情報。

3. 会員は、三井住友が保護措置を講じた上で、阪急阪神カードに対し、阪急阪神カードのカード関連事業および情報提供サービス関連事業における①新商品、新機能、新サービス等の開発および市場調査、および、②宣伝広告物送付等の営業案内を目的として、第1項および第2項(1)の個人情報を提供し、阪急阪神カードがこれを利用することに同意します。

4. 会員は、スルッとが保護措置を講じた上で、阪急阪神カードに対し、下記の個人情報を提供し、阪急阪神カードがポイントの提供を目的として、これを利用することに同意します。

(1)会員の本カードのご利用に関する、利用日、利用金額、利用区間、利用店名等のご利用状況に関する情報。

5. 会員は、スルッとが保護措置を講じた上で、阪急阪神カードに対し、阪急阪神カードのカード関連事業および情報提供サービス関連事業における①新商品、新機能、新サービス等の開発および市場調査、および、②宣伝広告物送付等の営業案内を目的として、第1項および第4項(1)の個人情報を提供し、阪急阪神カードがこれを利用することに同意します。

6. 会員は、第3項および第5項の同意の範囲内で阪急阪神カードが当該情報を利用している場合であっても、阪急阪神カードに対しその中止を申し出ることができます。

[中止を申し出の場合の連絡先]

株式会社阪急阪神カード 阪急阪神カードコールセンター

〒530-0012 大阪市北区芝田一丁目16番1号 06-6375-6488

7. 会員は、スルッとが保護措置を講じた上で、PiTaPa会員規約に基づき、加盟社局に情報を提供することを予め同意するものとします。

(2016年4月改定)

ペルソナVISAカード会員特約

第1条(名称)

本カードは、株式会社ペルソナ(以下「ペルソナ」という)と三井住友カード株式会社(以下「三井住友」という)が提携し所定の方法で発行するもので、カードの名称は「ペルソナVISAカード」(以下「カード」という)とします。

第2条(会員)

本特約ならびに三井住友カード会員規約(以下「カード会員規約」という)を承認のうえ入会の申し込みをした方で、ペルソナおよび三井住友(以下「両社」という)が認めた方を会員(以下「会員」という)とし、カードを貸与します。

第3条(年会費)

会員は、両社が通知または公表する年会費をVISAカード利用代金と同様の方法で支払うものとします。

第4条(提供サービスと利用)

1. 会員は、両社がサービス提供契約を締結した株式会社阪急阪神百貨店(以下「阪急阪神百貨店」という)、ペルソナおよびペルソナが提携するサービス提供会社の提供する特典・サービスを受けることができます。特典・サービス内容については、ペルソナが書面その他の方法により通知または公表します。なお、会員は、サービスの利用等に関する規定等がある場合はそれに従うものとし、また、会員は、会員がカード会員規約または付帯サービスの利用等に関する規定等に違反した場合、

またはペルソナが会員のサービス利用が適当でないと合理的に判断したときは、サービスを利用できない場合があります。
特典・サービスの内容は予告なく変更、改定または廃止する場合があることをあらかじめご了承ください。ペルソナが提携するサービス提供会社につきましては、本特約末尾記載のURLをご覧ください。

2. 会員が前項の特典・サービスを受ける場合は、両社および阪急阪神百貨店の所定の方法に従うものとします。

第5条(個人情報の収集、保有、利用)

1. 会員および入会を申し込まれた方(以下併せて「会員等」という)は、ペルソナが会員等の個人に関する情報(以下「個人情報」という)を、必要な保護措置を講じうえて、クレジットカード事業に関連するサービスの提供、管理および情報分析、マーケティング活動、第10条第1項に定める各種案内をするために、以下の個人情報を収集し、利用することに同意します。

- (1) 氏名、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス、勤務先等、会員等が入会申込時および第8条において会員が届け出た事項および申告した事項(以下「属性情報」という)。

- (2) 入会申込日、入会承認日、有効期限、利用可能枠等、会員等とペルソナの契約内容に関する事項。

- (3) 商品名(阪急百貨店および阪神百貨店利用分のみ)、支払区分、利用日、利用金額等、カードの利用内容に関する事項、Web・SNS等の閲覧履歴、行動履歴等に関する情報(以下「利用情報」という)。

- (4) カードの発行・管理のために、両社が共有する事項。

イ) 申し込みに対する審査の結果。ただし承認とならなかった理由は共有しない。

ロ) カードの会員番号・有効期限および変更後の会員番号・有効期限。

ハ) 会員番号が無効となった事実。ただし無効となった理由は共有しない。

ニ) 会員が会員資格を喪失した事実。ただし喪失となった理由は共有しない。

- (5) 商品やサービス、あるいは会員特典にかかわる情報等に関してのアンケート等でお答えいただいた事項。

2. 会員は、サービス提供契約に基づきペルソナと個人情報提供に関する契約を締結した阪急阪神百貨店を含むH₂O リテイリンググループ各社が、以下の目的に必要な範囲において属性情報、利用情報および前項(2)を電磁的データ等で提供を受けて、共同利用することに同意します。共同利用に係る個人情報の管理について責任を有するものは、エイチ・ツー・オー リテイリング 株式会社とします。なお、H₂O リテイリンググループ各社の社名につきましては、本特約末尾記載のエイチ・ツー・オー リテイリング株式会社のURLをご覧ください。

- (1) 取得した情報を分析し、趣味・嗜好に応じたH₂O リテイリンググループの商品・サービス・イベント(催し)・生活・文化等の各種情報の提供を行うため。ただし、会員は、本項の営業案内の送付停止または再開の申請を、ペルソナおよび阪急阪神百貨店に対して行なうことができます。

- (2) 取得した情報を分析し、市場調査、商品開発、リニューアルなどのためのマーケティング活動のため。

- (3) 上記(1)(2)を含むH₂O リテイリンググループ各社で利用する目的、範囲につきましては、本特約末尾記載の弊社のURLにあるプライバシーポリシーをご覧ください。3. ペルソナおよび阪急阪神百貨店を含むH₂O リテイリンググループ各社は、前項により共同利用する個人情報を厳正に管理し、会員のプライバシー保護に十分な注意を払うとともに、前項の目的以外には使用しないものとします。

4. 会員は、業務委託に関し、以下の各号についてあらかじめ異議なく承認するものとします。

- (1) ペルソナおよび阪急阪神百貨店を含むH₂O リテイリンググループ各社が、各々個人情報提供に関する契約を締結した委託先(以下「委託先」という)に対して、次の業務を委託すること。

- ① 第2項(1)および第10条第1項に定める宣伝印刷物などの送付物などの営業案内業務。

②カードの情報処理などのコンピュータ事務およびこれらに付随する事務等の業務。

(2)ペルソナおよび阪急阪神百貨店を含むH2O リテイリンググループ各社が、前号の業務委託に必要な範囲内で、会員に関する属性情報を委託先に預託すること。

第6条(個人情報の開示、訂正、削除)

会員等は、ペルソナに対して、個人情報の保護に関する法律の定めるところにより自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。ペルソナに開示を求める場合には、本特約末尾記載のペルソナお問い合わせ窓口にご連絡ください。開示手続の詳細についてお答えします。また、開示請求手続につきましては、ペルソナ所定の方法(インターネットのホームページへの常時掲載等)によってもお知らせしております。万一個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、ペルソナはすみやかに訂正または削除に応じるものとします。

第7条(個人情報の取り扱いに関する不同意)

ペルソナは、会員等が入会の申し込みに必要な事項の記載を希望しない場合、また第5条に定める個人情報の取り扱いについて承諾できない場合は、入会をお断りすることや、退会の手続きをとることがあります。なお、第5条第2項(1)および第10条第1項に定めるペルソナおよび阪急阪神百貨店を含むH2O リテイリンググループ各社からの営業案内に対する中止の申し出があっても、入会を断ることや退会の手続きをとることはありません。

第8条(届出事項の共有)

会員が、両社に対して届け出た氏名、住所、電話番号、メールアドレス、勤務先等について変更があり、ペルソナまたは三井住友の一方に対して変更の届け出があった場合には、当該届け出および申告いただいた情報について、両社の間で共有することに、会員はあらかじめ同意するものとします。

第9条(利用内容の共有)

会員は、ペルソナが会員に対してサービスを提供する必要がある場合において、会員のカードの利用情報(ただし、阪急百貨店および阪神百貨店における購入商品名を除く)を、両社の間で共有することにあらかじめ同意するものとします。

第10条(商品情報などの送付)

1. 会員は、第5条第2項(1)に定める各種案内に加え、ペルソナからペルソナおよびペルソナが提携するサービス提供会社の特典、商品、サービス、営業案内などの各種案内が送付されることに同意します。ペルソナが提携するサービス提供会社につきましては、本特約末尾記載のペルソナのURLをご覧ください。
2. 会員は、前項の各種案内の送付停止または再開の申請を、ペルソナに対して行うことができます。送付停止等に関する問い合わせ先は本特約末尾記載のペルソナお問い合わせ窓口とします。ただし、ご利用代金明細書送付時およびカード送付時に同封されるパンフレットその他案内物およびカード利用に関わる重要な案内物については、送付停止の対象にはなりません。

第11条(本特約の改定)

本特約同意条項は法令の定める手続により、必要な範囲内で変更できるものとします。また、本特約が改定され、その改定内容が会員に通知・公表された後に会員がカードを利用した場合には、会員は、その改定を承認したものとみなします。なお、本特約に定めのない事項については、カード会員規約が適用されます。

第12条(会員資格の喪失)

会員が、本特約による会員資格またはカード会員資格のいずれかを喪失した場合は、両社の会員資格を喪失するものとします。

<ペルソナお問い合わせ窓口>

ペルソナへの個人情報の開示、訂正、利用中止のお申し出につい

ては、下記にご連絡ください。

株式会社ペルソナ お客様相談室

〒530-0013 大阪市北区茶屋町19番19号

アプローズタワー15階 TEL 06-6373-2600

URL[<https://www.persona.co.jp>]

<共同利用先>

株式会社 阪急阪神百貨店

〒530-8350 大阪市北区角田町8番7号

URL[<https://www.hankyu-hanshin-dept.co.jp>]

エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社

〒530-8350 大阪市北区角田町8番7号

URL[<https://www.h2o-retailing.co.jp>]

(2022年4月改定)

※本特約改定以前にご入会された会員様の個人情報をH₂O リテイリンググループで共同利用する場合は、あらためて後日、ご同意をいただいたうえで実施することといたします。

※「H₂O リテイリンググループ」とは、(株)阪急阪神百貨店、(株)阪急オアシス、イズミヤ(株)、(株)関西スーパーを中心とした企業グループで、具体的には以下のURL [<https://www.h2o-retailing.co.jp/ja/company/group.html>] 記載の各社です。